

緊急時の組織的対応 (いじめへの対応)

- 具体例**
- ① ある生徒が休み時間等に孤立しているように見えたので、どうしたのか尋ねたところ、「みんなから仲間はずれにされている」と訴えてきた。
 - ② 生徒の保護者から「子どもがいじめられて困っている」と申し出があった。
 - ③ 他の教師から「〇〇さんがいじめられているとの情報がある」と連絡があった。

1 当該生徒に対する観察の強化

◇基本的な考え方

- ①早期発見・早期対応が最も重要である。
- ②いじめられている生徒の立場に立って指導・援助を行う。

2 関係教職員による共通理解と情報収集

◇それぞれの立場での観察及び情報収集の実施

- ・周囲の生徒からの情報収集(「いじめ」とは知られないように)
- ・学級日誌(担任提出用)などからの情報収集の工夫
- ・他の教職員からの情報収集
- ・保護者への電話等での問合せ(家庭生活の変化の有無など)

◇担任を中心とした関係教職員による情報交換の実施 (学級担任、生徒指導部長、養護教諭等)

◇管理職への報告といじめ対策委員会等の招集決定

◇生徒指導部会、必要に応じていじめ対策委員会等の招集

◇いじめ対策委員会等で必要となる資料の項目例

3 生徒指導部会(いじめ対策委員会等)の開催と対応方針等の決定

- ①いじめられている生徒の氏名(学年)
- ②いじめている生徒の氏名(学年)…複数の場合は全員
- ③いじめの状況(日時、場所、人数、いじめの態様や集団の構造等)
- ④いじめの動機や背景(状況から推測される場合も含む)
- ⑤いじめられている生徒といじめている生徒の言動や特徴
- ⑥保護者や教職員が有する情報
- ⑦周囲の生徒の状況等

〈対策委員会構成員〉

- ・校長 ・教頭
- ・生徒指導主事
- ・学年主任
- ・養護教諭
- ・関係教諭

◇対応策検討上の留意点

- ・多角的にいじめの原因や対応の在り方等について検討する。
- ・全校を挙げて分掌組織を機能させながら取り組む。
- ・調査や指導・援助等はチームを組んで組織的に対応する。

*対応策決定までに調査や事実関係の把握を繰り返す必要がある場合には、状況に応じていじめ対策委員会等を数回開催する。

4 方針に沿った指導・援助の実施

◇いじめられている生徒の保護者への説明と協力依頼

- ・家庭訪問によりいじめの概要を説明し、学校の誠意を示す。
- ・解決に向けた学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する。

◇いじめられている生徒に対して

- ・いじめられている生徒の側に立つ。(本人を守る姿勢を示す)
- ・親身になって話を聴く。(批判的・評価的な態度は見せない)
- ・今後の対応の在り方を本人と相談しながら決めていく。

◇いじめている生徒に対して

- ・いじめの事実を確かめ、いじめの意識の有無を確認する。
- ・意識的にいじめている場合にはその非を指摘し、納得させる。
- ・意識がない場合にはいじめられている側のつらさを教える。

◇周囲の生徒に対して

- ・いじめの不当性を指摘し、いじめを止めさせたり教師に伝えることは正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。
- ・いじめていた生徒への二次的ないじめが起きないように指導する。

5 事後指導と保護者との連携

◇事後指導

- ・いじめられていた生徒及びいじめていた生徒の継続的観察

◇保護者との連携

- ・双方の家庭への観察の継続と様子に変化した場合の学校への連絡依頼

◇出席停止(特別指導)の検討